

駅 通 情 報

第20号

時 評

人間、一人ひとりにドラマがあり
歴史がある

私のかっての上司であり、私が更正した図書の著者の一人でもある人に、東京在住の大崎氏がいる。

その、大崎氏から題曰、「大崎氏の先祖は、中村、奥州播磨として東北地方中畠に勢力を張っていた大崎義隆がいるが、この義隆が、豊臣秀吉の小田原攻めのさい参陣しなかつたとして所領没収、一族驟散の憂目に遭つた。子孫はその後四散して「望の大崎氏」といわれ、歴史上から消え去つた。子孫の一人として、また、自分史の一端として大崎氏は、かねて一族の行方を探求しているが行き詰まっているので手を貸してくれ」というのである。

大崎一族四散時の北海道は、時期正に動乱の本州各地の敗北武士達の避げ場となっていたと歴史は語つておらず、井筒が語つること、「また、調べてみると、確かに大崎氏は東北の豪族として、歴史上に名をなしていたとする史料が、二、三に留まらず発見された。私は、いたく興味をそそられて、その種手をつけていた駅通史をきて置いて調べてある」とした。

四 駅料高贈札

三 北海道とアメリカ西部の駅通制度を比較する (III) —— 5

二 明治初期における駅通
諸経費の收支状況 (I) —— 2

史上に名を留めた人達ばかりではない。大部分の人達は庶民であろうが、庶民であっても先祖があり、昔は何者であるか、また、どのような経緯でこの世にあるのかを知りたく思うのが人情である。
調べた結果、ある程度の結論を得られればそれでよし、また、調査が行き詰まつて史籍との系が切れたとしても、先祖との結び付きを探索してこの世たるが考えただけでも意義があるのでなかろうか。

明治初期における駅西

(一) 安政五年中政課四田某酒場參貢金百七十圓三十九

二百四十四上納シ慶應二年經田賦
千九百五十四ヲ上納シ貯蓄ヲ兼ねア

(2) 明治二年十二月本使ニ直轄シ本陣ト称
（3）四百三月後直人種田某ニ取扱ア命ス、此

卷之三

卷之三十一

10

本編は、今回で十回を数えるが、登場した駅連続曲は、ようやく十か所に過ぎない。運々として運まない理由は、記述をしているうちに、どうしても記述に残しておきたい史料が次々に出てくるためである。

今後は、各駅遍に共通する事項が多く出て来るのを避け運行が早まるであろう。

前掲の余市から鶴升半島部へ五里十町の地点に古平駅
廻店がある。余市駅廻所の項でも触れたように、和人と
西アイヌとの接触する先端極地として、後述するよう
に開拓は古い。

松浦武蔵著「西蝦夷日誌」によると、松浦が、安政五（一八五八）年五月、当地通行のあいの記録として、「アルビラ通上や一株、アイヌ人（七三軒）多し、陸、跡、鮑三多し、實に繁昌の跡也」とあって、地元の産物も多くはんじょうしている様子がうかがえる。

さて、明治時代に入つて、開拓使事務報告書に、次の記述がある。

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 六年 | 七年 | 八年 | 九年 | 十年 | 十一年 |
| 三〇四 | 三〇五 | 三〇六 | 三〇七 | 三〇八 | 三〇九 |
| 十二年 | 十三年 | 十四年 | 十五年 | 十六年 | 十七年 |
| 一〇〇 | 一〇一 | 一〇二 | 一〇三 | 一〇四 | 一〇五 |
| 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |

1
位
置

古事記

(ア) まず沿革であるが、西上院議員の年代の確認を。(3)

上納は駅通の取扱いを命じられたことに対するものではなく、場所請負に對するものである。當時、美園町、歌美村、船淵村、小泊村、厚苦村、場所を請負うに當たつて請負条件の一項に、駅通の取扱いを負担していたものである。

また、明治二年十二月には、西郷十二郡の開拓使への直轄に伴つて、駅通を古平郡の運営とし、これを税金に名稱を本陣と改めた。

この点について開拓使は、布令録によると、明治三年八月第一九号により「官の取扱トス」とありて、このとき開拓使直轄としたことを指している。年月は少々違うが、これが、そのときの改正を指しているものと思われる。

(ウ) さらに、明治四年三月には、以前取扱人であった種田某を復職させ、このときには鉄道の収稅金の一部を割いて、駅通の運営費として与えた。

(エ) 明治七年には、本陣を駅通所と改称し、さらに十四年十一月、取扱人を石井某に命ずると共に、駅通所を市内高町の石井宅に移転させた。

(オ) なお、古平駅通は、いつ廃止されたのか、北海道庁告示にも見当たらぬが、開拓使布令全書には、明治二十一年四月十一日告示(三三号)により人馬踏立所設置(改称)するとのあるので、このとき駅通所は人馬踏立所に移行したのであらう。

(ア) 明治以前については、場所請負人の請負条件として駅通業務の運営を負わされていて、経費についても特別に支給されておらず不分明であるので、本項では開拓使設置以後について記述する。

(イ) 前出の「事務報告」によると、前記「(ウ)」の明治四年三月、権場持(場所請負人の後身)種田某に命じ、この運営費は、鉄道の収稅金の一部を切てた。

明治七年には、本陣を駅通所と改め、補助金年額四十円を支給することとした。

事業報告の經費の項には明治十四年まで毎年三十円とあって符号しないが、このことについて、開拓使の布令録には、明治九年丙寅(一一)号によると、駅通所への給与金及び建立方更正として

港町、入船町、丸山町、新地町、群来町、津村、洞江町、美園町、歌美村、船淵村、小泊村、厚苦村、櫻武彦村、櫻美村」となっている。

このときの駅通取扱所の制度は、明治二十年四月北海道令第二六号により而滅しているが、このとき古平が駅通取扱所として指定を受けていて、現存されていることが明らかになっている。

しかし、北海誌料によると、明治三十三年九月一日現在の北海道駅通一覽表には記載がないところからみて、この間に廃止されたものと認められる。恐らく、前出の人馬踏立所に移行したことから廃止としたのであらう。

一金五拾円

古平駅

(參) 裁判

一駅通所御手当老々年金四拾円

更正

右によると、これまで年額五十円であったのを、明治九年に四十円に減額更正する、というのである。しかし、事業報告の経費の項では、明治六年以降四十四年まで年金三十円としていて、増額はなかつたとしている。

さるに明治十五年（開拓使は札幌県に移行の年）に至りて五円に減額された。これでは駅通の運営は極めて困難になつたと認められるが、いかがである。

（ウ）実は、事業報告に記載されていない事項で、経費の示進に關係のあると認められる文書が、次のとおり発見されている。

西部各出張所

明治六年開拓使布令録第六二号（老ノ六号）各郡
駅通諸費下付ノ義

○第六拾式号（老ノ六号）四月十三日

西部各出張所

西地各郡駅通諸經費可下渡調
一、金式千百八拾式円五拾錢

是ハ西地石狩外給老ノ六号明治六年駅通諸經費可下
渡如此

この別紙によると、明治六年の西部各郡に下付する駅通經費は金額二一八一四五〇錢とあらかじめ開拓使側で見積つて示し、各郡から上申される駅通經費の配分額を示したようである。

右、通達によつて、古平郡では、古平郡詰の開拓使ハ初論白カラ事簡ノ土地柄ハ入賃相減候様尚調査ノ

「解説」

西部十二郡内所在の駅通の運営費は、地元農場の収税金の歩合の一部を割いてこれに充當してきたが、壬申年（明治五年）これを廃止した。しかし、特別の計らいをもつて、明治六年より当分の間、これまでの収税金より控除してきた金額を超えるよう注意することはもちろんのこと、さらに往來の使用額を下回るよう配意して上申すること。

というのである。これまで施設取扱金から充當してきたものを開拓使から現金支給に切り替えた経緯が不明確である。だが、この文書によつて若干はあるが明らかになつた。

さらに、この文書には、次の別紙が添付されている。

「別紙」

本下大王典から本行大臣官に附し、次の通りを立てた。
すなわち

当駅通賃割相改候御内訳二付日用不可欠入賃別紙
調之通賃下被相成貰余ニ都ア郎中ヨリ相動思候差支
廳立ニ相成見候二付戸長並村々役人江相達候取斗
可申此致相候也

明治六年一月十七日

古平郷の駅通に関する規定を改めて、日常必要不可欠の物品を列記のとおり書き回した。そのほか廳立費等を勘定して古平郷において調達しそれは廳内村々で負担するよう關係者に申し渡すよう取計らうた。というものである。

実は、これまで西部各郷の開拓使への経費要求は、どのような方法で上申していたのか不分明であったが、以上各文書の往復でわかったことは、開拓使は、前述のようにあらかじめ本省から駅通費として一括承認された經費から出先出張所（西部各郷）に配分し、その枠内で、各郷の經費要求額を査定分配したものであることがわかつた。

古平郷では、この文書に基づき、左記のとおり候通内訳をつけて要求した。

以下本文



北海道とアメリカ西部の 駅通制度を比較する（三）

本稿から、具体的に西部の駅通制度の記述に入る。最初に書いたように、資料が少なく残念ながら、制度の核心に触れた内容からは確かに遡るものとなつた。

なお「西部への道」に入る前に、前号掲載既しがあるので、その分から記述する。

さて、北海道の和人による入植の歴史は、江戸時代（一六〇三—一八六八年）二六五年間に、明治以降の一三〇年を加えた約四〇〇年である。これを大雑把にいふと、アメリカの白人入植の歴史とおむね合致する。

しかし、江戸時代の北海道については、渡島半島部に属する和人地（公式に和人の居住が許された地域）と、奥地の海岸部に限定して和人が居住していたが、このほかの地域についてはアイヌ人が居住するか、もしくは無人の山野であった。

従って、本格的に和人の入植が行われ開拓が計画的に進められたのは、明治時代以後のことである。それはせいぜい延暦一三〇年のことである。

これに對しアメリカは、白人が大陸に足を踏み入れて五〇〇年、アメリカ合衆国の成立を宣言して一二四年、それも、大西洋岸の東部にはじまり、遙々西進、中央部

に没落し、最後に残った西郷太平洋岸に及んだものである。従って、西部の開拓についてはたかだか二〇〇年程度のものである。

以上の通過を基本的な相違点を比較して、その概要を挙げると、①アメリカは面積広大で、西部に限定しても北海道の數十倍もあること（現在のアメリカは、日本本土の約二五倍）。②入植者については、北海道は日本人（日本人）に限定されているのに對し、アメリカは、当初はおおむねヨーロッパ諸国からの白人が占めていること、③原住者は、北海道においてはアイヌ人であるのに對し、アメリカはインディアンで、それも、明治維新時の人口、アイヌ人はおよそ二三、〇〇〇人であるのに對し、インディアンは一九八〇年代には一八〇万人であって、その差は至って大きい。という次第で根本的に大きな差がある。

以上、被説の基盤の相違を前提にして、両国の駅通制度の性格を検討し、今後の研究に役立たせようと思うのである。

四 西部開拓への道由

西郷への道

以上のとおり西部の歴史は、せいぜい二〇〇年である。

この西部に、最初に足を踏み入れたのは、毛皮を手に入れるための猟師や、インディアンとの地場産品の交易を目的の商人達である。これに続いて、牧畜経営を目指す人達であった。植民地時代には、東海岸ストレーナーの郊外やベーリング地方にも既受けられた現象である。

これに続いたのは、駅場の開拓を目指す農民達である。これは、次第に西方に伸びていった。途中、アバチヤ山脈を越えてオハイオ川を渡り、イリノイに向かったのである。

次に乗り込んだのは、駆逐を求めて山野を駆こする山賊連であった。特に西側的な変化が見えたのは、一八四八年のカルフォルニアにおける金鉱の発見であった。これは、以後二十年間、西部の開拓に大きな役割を果たした。さらにこれを促進されたのは東西連絡道路の開削である。

以下改写

○ 資料寄贈お礼

一 北海道開拓における郵政事業

の展開 札幌市 野村 勝氏

二 北海道文化成立にかかるる

母國文化の継承と変容 同

北海道開拓の村
標示町舞士舞舞告

三 千島国郵便局七〇年の

軌跡 千島国郵便局七〇年の

標示町舞士舞舞告

四 謹（第四号）

北見市 北見市 小山田豊一氏

札幌市 札幌市 比呂志氏

五 馬道丘陵

長沼町 戸田 順二氏

発行年月日 平成十二年十一月二十五日
頒行者 無料
札幌市南区川沿四条五丁目三之一

史學研究会 主事 宇川 隆司

TEL 011-571-3602